

# 令和元年台風第 15 号又は第 19 号により住家に半壊以上の被害を受けた東京土建国保被保険者のみなさまへ ～申請により国保保険料が免除されます～

## <対象者>

災害救助法が適用された時点で当該適用市区町村に住所を有し、住家に半壊以上(半壊、大規模半壊、全壊)の被害を受けた組合員

## <申請方法>

「国民健康保険料免除申請書」(所属支部にあります)に必要な事項を記入・押印し、市区町村から交付された「罹災<sup>りさい</sup>証明書」を添付して、ご所属の支部までご提出ください。

## <免除期間と申請期限>

住家の被害の程度 ※床上浸水被害を含みます	免除期間		申請期限	
	台風第 15 号	台風第 19 号	台風第 15 号	台風第 19 号
全 壊	2019 年 9～11 月	2019 年 10 月～2020 年 3 月	2020 年 3 月 31 日	2020 年 4 月 30 日
大規模半壊	2019 年 9～10 月			
半 壊	2019 年 9 月			

※被害程度が一部損壊の場合は免除の対象になりません。

## <国保保険料免除についてのお問い合わせ先>

ご所属の支部 または 東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)

# 令和元年台風第 19 号により被災した東京土建国保被保険者のみなさまへ ～医療機関等窓口での申立てにより一部負担金が免除されます～

## <対象者>

下記(1)(2)の両方に該当する者

- (1) 令和元年台風 19 号に係る災害救助法の適用市区町村の住民で、東京土建国保の被保険者。
- (2) 令和元年台風 19 号により、医療機関等窓口で、次のいずれかの申立てをした者。
  - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

## <免除期間等>

2019 年 10 月 12 日から 2020 年 3 月 31 日までの診療、調剤及び訪問看護。入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額は免除の対象になりません。

## <医療機関等窓口負担免除についてのお問い合わせ先>

ご所属の支部 または 東京土建国保組合給付課(03-5348-2985)